

令和八年六月二十四日公表の知財取引指針と契約書ひな形の詳細分析

Executive Summary

令和8年6月24日、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁は連名で、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」と、その附属資料である「契約書ひな形」を公表した。公表に先立ち、同年3月30日に案が公表され、4月28日まで意見募集が行われ、47件の意見提出を経て一部修正の上で最終化されている。政府側の位置付けは明確で、単なるベストプラクティス集ではなく、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制を中心に、取適法およびフリーランス・事業者間取引適正化等法との関係まで整理した、横断的な実務指針である。 ¹

今回の最大の意義は、従前の「製造業中心・中小企業取引中心」の知財取引ガイドラインを超えて、全業種を対象にし、保護対象も特許権等の狭義の権利だけでなく、ノウハウやデータまで含めた点にある。指針本文自身が、対象を「取引の中で行われる知的財産権等の不当な吸い上げ」と明示しており、NDA未締結のままの開示要請、片務的NDA、著しく低い対価設定、無償譲渡・無償ライセンス、共同研究の名を借りた一方的帰属、知財訴訟リスクの丸投げなどを、優越的地位の濫用等として問題となり得る行為として体系化した。 ²

契約書ひな形は、秘密保持契約書、共同開発契約書、知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）、同（製造委託契約）の四類型を中核とし、コメント欄やオプション条項を通じて、柔軟な修文を前提とした参考資料として設計されている。特に、既存知財の特定、成果の帰属、目的外使用禁止、無償実施の可否、第三者紛争対応、存続条項といった紛争頻発点が明示的に条文化されたことは、実務上のインパクトが大きい。 ³

法的には、本指針自体が直接の法規命令ではなく、違反それ自体に直ちに制裁が付く「新法」でもない。他方で、同日、中小企業庁は受託中小企業振興法上の振興基準を改正し、知財取引指針を引用した。さらに公取委は、取適法の運用基準およびフリーランス法の考え方の改正案に関する意見募集を開始しており、指針の考え方が下位の解釈運用文書に直結し始めている。したがって、形式的には非拘束的でも、実質的には将来の法執行・行政指導・契約審査のベースラインとして極めて強い影響力を持つと見るべきである。 ⁴

実務面では、中小企業・スタートアップ・フリーランス側にとっては交渉の「根拠文書」が整った利点が大い一方、優越的地位を有し得る発注者側には、ひな形の一方的押付け、対価不明確、知財条項の法務未関与、営業・調達現場の慣行放置が直ちにリスクとなる。もっとも、TMI総合法律事務所やJIPAの反応が示すように、対価の分離・可視化や不実施補償条項などは、業界によっては硬直運用の副作用もあり得る。したがって、「ひな形の丸写し」ではなく、個々の取引構造・業種慣行・技術実態に応じた調整が不可欠である。 ⁵

原資料と公表経緯

まず、一次資料の所在は明確である。中心となる公式資料は、公正取引委員会の報道発表ページ、その別紙PDFである指針本文、契約書ひな形、意見の概要及びそれに対する考え方、概要版である。中小企業庁・特許庁側にも同内容の案内ページがあり、経済産業省は同日付で概要・ポイントを整理したプレスリリースを出している。 ¹

資料	内容	公式入手先	備考
報道発表	公表の経緯、47件の意見、 関連ファイル一覧	公正取引委員会報道 発表ページ 6	公表日、共同発表主体、関連改 正へのリンクを確認可能
指針本文PDF	本報告の主要分析対象	公取委別紙1-1 PDF 7	85頁
契約書ひな形 PDF	本報告の主要分析対象	公取委別紙1-2 PDF 8	21頁
意見概要・考 え方PDF	パブコメ反応と修正方針の 把握	公取委別紙2 PDF 9	76頁
概要版	ポイントの要約	公取委別紙3、METI 関連資料欄 1	実務説明用に便利
METIプレス	制度趣旨・約70事例/約50 実践例などの要点整理	経済産業省プレスリ リース 10	実務的な概観に有用

公表経緯としては、令和7年8月以降に知的財産取引適正化ワーキンググループが開催され、その報告書と令和7年度の知的財産権等に関する実態調査報告書を踏まえて案が作成された。令和8年3月30日に案と契約書ひな形案が公表され、4月28日締切でパブリックコメントを実施し、6月24日に最終版が公表された。公取委の公表文は「原案を一部変更した上で」公表したと明記している。 [11](#)

原文の主要箇所について、実務上とくに重要な短い引用を挙げる。引用は、できるだけ条項・節・ページを特定した。 [12](#)

文書	箇所	正確な短文引用	実務上の意味	根拠
指針 本文	p.6「第1 総論 2 本指針の対象」第 1段落	「知的財産権等の 不当な吸い上げ」	対象が単なるライセンス制限ではなく、 取引交渉・委託・共同研究過程での収奪 に置かれていることを示す	13
指針 本文	p.8「第1 総論 4(1)」第2段落	「正常な商慣習に 照らして不当に不 利益」	優越的地位の濫用該当性判断の中核文 言。契約自由の限界線を示す	14
指針 本文	p.32「第2 2(1) 基 本的な考え方」冒 頭	「無償で又は相応 の対価を支払うこ となく」	無償・低廉取得規制の中心メッセージ。 譲渡・許諾双方に波及	15
契約 書ひ な形	p.14「開発委託契 約 第2条第2項」	「本契約の内容が 優先する」	原契約と知財条項の優先関係を明示し、 後からの解釈争いを防ぐ	16
契約 書ひ な形	p.17 コメント欄	「仕様・性能が明 確になっており」	製造委託ひな形の適用場面が、純粋な開 発ではなく、主として製造条件が中心の 取引であることを示す	17
契約 書ひ な形	p.3 オプション条 項説明	「必要に応じて差 し替えて活用出来 る」	ひな形が絶対基準ではなく、調整前提の 参照資料であることを示す	18

指針の内容分析

指針の目的は、「知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進すること」にある。これを実現するため、指針は、独占禁止法上の考え方だけでなく、適切な対応策、実践例、相談支援体制まで組み合わせて示している。経済産業省の整理によれば、同指針は、独禁法等の考え方を示す約70事例と、適切な知財取引に向けた約50の実践例を含む。¹⁹

対象範囲は広い。本文は、既存の2007年「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が技術利用制限行為を扱うのに対し、今回の指針は「取引の中で行われる」知的財産権等の吸い上げを念頭に置くと整理する。そのうえで、保護対象を特許権等に限らず、成果物の作成過程で生じるノウハウやデータまで広く含め、しかも「全業種」を対象とする。従前の中小企業庁ガイドラインが製造委託・委託開発等を中心に整理していたのに比べ、適用射程は大きく拡張されている。²⁰

指針が整理する主要定義は次のとおりである。なお、「優越的地位」そのものは本指針で新定義されたのではなく、2010年「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に依拠しており、判断要素として取引依存度、市場地位、取引先変更可能性等を総合考慮するとされる。²¹

概念	指針上の内容	実務上の含意	根拠
知的財産権	知的財産基本法2条2項の権利をいう。特許権、著作権、商標権等を含む	権利登録済みの典型的IPが中核	13
ノウハウ	知的財産権として保護されていないノウハウ・発明等。図面、レシピ、工程表、加工技術、営業・マーケティングノウハウを含む	権利化されていない現場知見も保護射程に入る	13
データ	CADデータ、技術資料、産業データ、研究開発データ、3次元データ、顧客データ、営業・マーケティング系ビジネスデータ等	IoT・AI時代のデータ収奪問題へ対応	13
知的財産権等	知的財産権にノウハウとデータを含めた総称	契約条項レビュー対象が広がる	13
優越的地位	取引継続が困難になると相手方の事業経営に大きな支障があり、不利益要請でも受け入れざるを得ないような地位	発注者＝当然優越ではなく、個別事情で判断	22

禁止行為・問題行為は、本文の構成に従うと大きく三群に分かれる。第一は「情報の管理」であり、無断開示要請、NDA締結拒否、片務的NDA、工場見学を利用したノウハウ吸い上げ、産業データ提供強要等がここに入る。第二は「知的財産権等の価値の適切な評価」で、一方的な低対価設定、対価不設定、無償譲渡、無償ライセンス、著作者人格権不行使条項の押付け、中間成果物等の譲渡要請、無償の技術指導・PoC・試作品製造の強要がここに位置付けられる。第三は「その他の行為類型」で、出願干渉、知財訴訟等のリスク転嫁、共同研究開発等における一方的帰属・名ばかり共同研究・成果利用制限・最恵待遇条件・共有知財の不利取扱いが並ぶ。²³

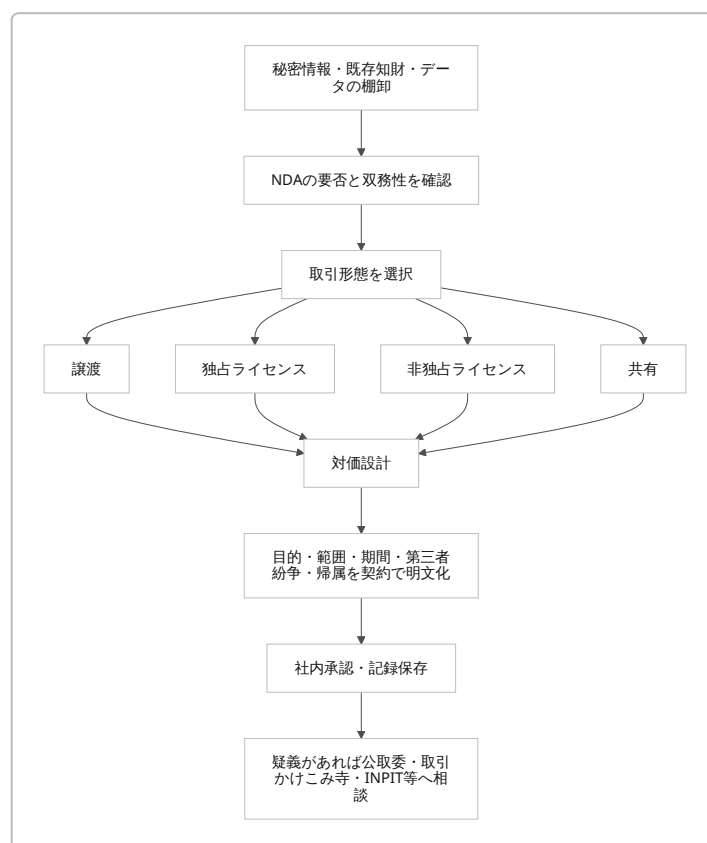
とくに重要なのは、問題行為が「契約条項の文面」だけでなく、「要請の仕方」や「協議の有無」まで含めて評価されている点である。本文は、例えば著しく低い対価を提示して相手方が取引継続への影響を懸念して受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となり得ると明記し、また、無償ライセンス要請についても、正当な理由がないのに受注者が無償提供を受け入れざるを得ない場合には問題となり得ると整理している。つまり、形式的な「合意」が存在しても、それだけでは安全ではない。²⁴

事業者に求められる対応は、著しく実務的である。情報管理面では、契約交渉本格化前に、自社情報を「NDAなしで開示できる情報」「NDA締結後に開示できる情報」「いかなる状況でも開示すべきでない情報」の三層に仕分けることが推奨される。NDAは双務型を原則とし、使用目的や残存条項の期間も、秘密情報の性質に照らして具体化すべきとされる。 25

対価設計面では、契約開始後の「予期せぬ交渉」を避けるため、契約締結時に対価算定方法や最低額、支払方法をできるだけ先に定めること、譲渡かライセンスか、独占か非独占か、一括払いかランニングかマイルストーンかを十分協議して定めることが求められる。本文は、ゲーム・広告・ソフトウェア・デザイン等の著作権領域にも射程を及ぼし、工賃と知財対価の区分明確化という考え方を前面に出している。 26

さらに、紛争対応面では、知財訴訟リスクの所在や賠償限度等を事前に明確化し、書面で残すことが望ましいとされる。相談窓口としては、公取委本局・地方事務所、不当なしわ寄せの取適法相談窓口、取引かけこみ寺、フリーランス・トラブル110番、INPIT知財総合支援窓口、営業秘密支援窓口、弁護士知財ネット、評価人推薦制度、よろず支援拠点・価格転嫁サポート窓口などが示されている。 27

指針が想定する実務フローを、本文の対応方針と相談体制に即して簡略化すると次のようになる。これは本文の「自社秘密情報の整理」「公平なNDA」「取引形態の選択」「価値評価」「書面化」「相談窓口活用」を一本化したものである。 28



契約書ひな形の構造と条項解説

附属資料の契約書ひな形は、少なくとも四つの基本フォームから成る。すなわち、秘密保持契約書、共同開発契約書、知的財産権等の取扱いに関する契約書（開発委託契約）、同（製造委託契約）である。しかも、本文中のコメント欄がかなり手厚く、適用場面、削除可否、書換え候補、オプション条項を具体的に示している。したがって、これは「そのまま署名する標準書式」ではなく、争点の見える化を目的としたドラフト支援ツールと理解するのが正確である。 29

秘密保持契約書

秘密保持契約書は、検討・交渉の初期段階で用いることを前提にしつつ、知的財産権の帰属は原則として別途協議とし、具体的成果を狙う場面では共同開発契約や開発委託・製造委託のひな形へ移行するよう誘導している。条文とコメントは、NDAの守備範囲を広げ過ぎることの弊害も自覚的に説明している。条文明・内容は本文およびコメント欄による。

30

条文	要点	実務上の影響
第1条 目的	可能性検討のために必要範囲で秘密情報を開示	事前検討段階専用であることを明確化
第2条 定義	秘密情報、開示者、受領者、知的財産権を定義	後日の「何が秘密だったか」争いを最小化
第3条 秘密保持義務	第三者開示禁止、目的外使用禁止、社内・関係会社開示の条件、法令開示時の通知	双務型NDAの骨格。片務型回避の実装
第4条 知的財産権	相手方秘密情報に依拠した発明等は通知し、帰属・取扱いを別途協議。独立創出分は単独帰属	初期検討での偶発的成果の帰属争いを抑制
第5条 確認事項	秘密情報開示で権利譲渡・許諾は生じない、本契約は売買や役務提供契約ではない、開示義務もない、不保証	NDAだけでライセンスが発生しないことを明文化
第6条 返還・廃棄	終了後または要求時に返還・廃棄	情報残置リスクの統制
第7条 損害賠償	違反時の損害賠償	ルール違反の経済的帰結を明確化
第8条 差止め	仮処分を含む差止め可	漏えい時の迅速救済を確保
第9条 有効期間	存続期間と残存義務期間を設定	秘密情報の性質に応じた残存条項調整が必須
第10条 紛争解決	協議条項と管轄条項	裁判地リスクを前倒して調整

共同開発契約書

共同開発契約書は、共同開発成果の帰属を「貢献」によって決めるという指針本文の基本思想を、より直接的に契約レベルへ落とし込んでいる。とくに、第8条周辺で、共同で生じた発明等の共有、持分比率、第三者実施許諾制限、不実施補償の協議を扱う点が核である。もっとも、条文OCRの取得上、第2条・第6条・第7条の条名は本調査で明確確認できなかったため、「未指定」と明記する。本文確認範囲に基づく整理である。

31

条文	要点	実務上の影響
第1条 定義	秘密情報、知的財産権、固有知的財産権等を定義	共同成果と背景知財を峻別する基礎
第2条	未指定	本調査で本文の明確抽出未取得

条文	要点	実務上の影響
第3条 本件共同開発内容	開発目的・内容を別紙等で具体化	何が「共同成果」かを限定する土台
第4条 開発期間	開発期間を設定	期限管理と成果評価の基準点
第5条 経費負担	費用負担を整理	費用負担と権利帰属を短絡させない前提整理
第6条	未指定	本調査で本文の明確抽出未取得
第7条	未指定	本調査で本文の明確抽出未取得
第8条 成果・知財帰属等	相手方秘密情報に依拠した発明等は通知・協議。共有成果は貢献比率で持分決定。第三者許諾は相手方承諾要。非実施補償は別途協議	共同開発で最も紛争化しやすい核心部分
第9条 出願費用	共有成果は持分按分、単独成果は単独負担	出願コスト負担を可視化
第10条 秘密保持義務	双方の秘密保持	共同開発中の情報流出防止
第11条 目的外使用等の禁止	開発目的外の利用禁止	コンフィデンシャル情報の横流しを抑止
第12条 不保証・第三者紛争対応	非侵害保証を相互不保証とし、紛争時は協力解決	一方的な非侵害保証の押付けを避ける
第13条 確認事項	秘密情報の権利は開示者帰属、権利譲渡・実施許諾は生じない、他契約と矛盾時は本契約優先	「見せた＝使わせた」誤解を封じる
第14条 返還・廃棄	終了時・要求時の返還等	情報管理の出口管理
第15条 損害賠償	違反時賠償	守秘違反等への抑止
第16条 差止め	差止め・仮処分	迅速救済
第17条 解除	契約違反・倒産等による解除	相手方信用リスクへの対応
第18条 有効期間	開発期間と連動、残存条項あり	共同開発終了後の守秘管理
第19条 紛争解決	協議・管轄	紛争処理の手続ルール

知的財産権等の取扱いに関する契約書

開発委託版は、「受託開発の成果は原則として相手方に帰属させることを想定」するとコメント欄が明示する一方、そのためこそ背景知財の特定が共同開発より重要だと繰り返し注意している。つまり、このひな形の焦点は「成果の帰属」だけではなく、「背景知財の巻き込み防止」にある。条文・コメントは本文による。³²

条文	要点	実務上の影響
第1条 定義	秘密情報、知的財産権、固有知的財産権等を定義	背景知財の範囲設定が要
第2条 開発委託の目的・固有知財確認	原契約との関係、本契約優先、既登録知財の確認、固有知財は創出者帰属、成果利用に必要な乙固有知財は別途協議	発注者の当然利用と受注者の背景技術保護の衝突を調整
第3条 秘密保持義務	双方向の秘密保持	開発委託でも片務化を避ける
第4条 目的外使用等の禁止	相手方秘密情報の本業務外利用禁止	開発過程の横展開防止
第5条 成果の帰属及び取扱い	成果は原則乙から甲へ移転。コメント欄では独占ライセンス型への書換え余地も示す	帰属と対価の交渉を明示的に行う出発点
第6条 確認事項	権利譲渡・開示義務の不存在等を再確認	想定外利用・追加開示義務を否定
第7条 返還・廃棄	終了後または要求時の返還等	情報回収の実効性確保
第8条 有効期間	原契約終了まで、残存条項あり	守秘・目的外使用制限の存続設計

知的財産権等の取扱いに関する契約書

製造委託版は、コメント欄で、製造を請け負う製品の仕様・性能が既に明確で、主たる条件が数量や価格となる場面を念頭に置くと説明する。そのため、ここで中心になるのは、製造プロセス由来の製法・製造ノウハウ・製造データの扱いであり、製品自体の新規開発要素が強い場合には共同開発契約や開発委託契約の利用も検討すべきとされる。条文・コメントは本文による。¹⁷

条文	要点	実務上の影響
第1条 定義	秘密情報、発明等、知的財産権、固有知的財産権等を定義	製造プロセス由来ノウハウの保護起点
第2条 目的	原契約における秘密情報・知財取扱いの合意、本契約優先	製造基本契約と知財条項の優先関係を明示
第3条 秘密保持義務	双方向守秘、社内・関係会社・第三者開示のルール	工場見学・品質保証・外注連鎖時の流出管理
第4条 目的外使用等の禁止	本業務以外の利用禁止	製造ノウハウの目的外転用を抑止
第5条 固有知的財産権等の帰属	相手方秘密情報に依拠しない発明等は創出者帰属	背景ノウハウ・独自改良の保持

条文	要点	実務上の影響
第6条 確認事項	秘密情報に係る権利の開示者帰属、開示義務なし、乙固有知財開示・提供は別途協議	製造受託者が無償で背景技術を提供しない防波堤
第7条 返還・廃棄	終了時・要求時返還等	金型設計・加工データ等の回収
第8条 第三者知財紛争対応	目的物等に起因する紛争の通知と責任分担	非侵害リスクの一方的押付けを防ぐ
第9条 有効期間	原契約中有効、主要条項は存続	終了後も機密と紛争対応を維持

全体として、ひな形の実務的価値は、条文そのものよりも、条文に付されたコメントにある。たとえば、NDAでは「適宜修文してください」と明示され、共同開発契約では不実施補償や情報提供条項の削除可能性まで注記され、開発委託契約では背景知財の明示の重要性が強調される。これは、政府自身がひな形の硬直運用を予定していないことを示す。 33

法的効果と既存法との関係

法的効果からいえば、本指針は直接の法規命令ではない。もっとも、これは軽い意味ではない。公取委自身、2010年の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を、法運用の透明性と事業者の予見可能性向上のために策定したと説明しており、今回の知財取引指針も同じ系譜に属する。したがって、本指針は、独占禁止法第2条第9項第5号に関する行政解釈・執行方針を具体化するソフトローとして理解すべきである。

22

独占禁止法との関係では、指針本文が明示するとおり、事業者間の取引条件は本来自主判断に委ねられるが、優越的地位にある者がその地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として規制される。また、知財関連条項の内容次第では、市場閉鎖効果が生じれば排他条件付取引や拘束条件付取引の問題になる余地もある。つまり、知財条項だから独禁法審査の外にあるわけではない。 14

既存法との関係で重要なのは、取適法およびフリーランス・事業者間取引適正化等法との接続である。本文は、原則として独占禁止法と取適法では取適法を優先し、独占禁止法・取適法とフリーランス法ではフリーランス法を優先すると整理している。同日に公取委が、知財取引指針の内容等を踏まえた運用基準改正案・考え方改正案の意見募集を開始したことから、指針は単独で完結するのではなく、既存執行法令の解釈明確化のハブとして機能し始めている。 34

中小企業政策法制との関係でも影響は直ちに現れている。中小企業庁は同日、受託中小企業振興法上の振興基準を改正し、知財取引指針に基づく取引を行う旨、指針で問題となり得る事例として掲げられている行為を行わない旨、多様な対価設定方法を参照する旨を追記した。これは、指針が単なる勧告的パンフレットではなく、取引適正化政策の実務基準へ埋め込まれ始めたことを意味する。 35

既存ガイドラインとの関係では、まず2007年の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が、技術利用制限行為を対象とするのに対し、今回の指針は取引過程での吸い上げを対象とする点で補完関係にある。さらに、中小企業庁の「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」は、秘密情報開示強要や試作品製造強制などの問題場面に既に整理していたが、今回の指針はそれらを全業種横断・独禁法中心の構造に再整理し、ノウハウ・データをより明示的に取り込んだ。 20

結論として、本指針は「拘束力なし／実務影響大」という典型的ソフトローである。裁判所を形式的に拘束する法源ではないが、行政調査、社内コンプライアンス、契約レビュー、価格交渉、官民相談窓口での助言、さらには今後の運用基準改正において、事実上の判断基準として機能する可能性が高い。 36

実務影響とリスク・課題

中小企業・スタートアップ・フリーランスにとっての最大の利点は、これまで「不公平だと思うが、どこまで主張できるかわからない」とされがちだった知財条項について、主張の拠り所が明文化された点にある。NDA締結前に開示を求められた場合、無償譲渡条項が定型契約に入っている場合、PoC・試作品・技術指導が無償前提で流れている場合、今後は指針本文やひな形コメントを根拠に、協議や対価設定を求めやすくなる。相談窓口も体系立って示されており、単独で抱え込まず制度につなぐルートが可視化された。 37

優越的地位を有し得る発注者・元請・大企業側にとっては、従来の調達・法務・事業部慣行の棚卸しが急務になる。特に危険なのは、営業現場や調達現場が、片務的NDA、著作権無償譲渡、背景技術の当然開示、包括的非侵害保証、知財紛争の全面補償といった条項を「いつものひな形」で回している場合である。TMI総合法律事務所も、法務・知財部門が関与しないまま硬直的なひな形交渉が進むことは大きなリスクだと指摘している。 38

取引慣行への影響としては、第一に、工賃と知財対価の切り分け、譲渡とライセンスの峻別、独占と非独占の違いの明確化が進む可能性が高い。第二に、成果の不確実性が高い案件では、レベニューシェアやマイルストーン方式など、柔軟な対価設計への関心が高まる。第三に、工場見学、品質保証、データ連携、AI活用など、従来は契約本文の脇に置かれがちだった情報流通局面が、正式な契約交渉事項へ格上げされるだろう。 39

一方で、課題も少なくない。最大の課題は価値評価である。知財・ノウハウ・データの価値は、創出費用だけでなく、将来利益、代替可能性、他案件への再利用可能性、独自性、相手方事業への寄与度など多面的であり、単純な原価積上げでは処理しにくい。本文もコスト・マーケット・インカムの三評価法へ言及するが、現実には中小企業が自力で評価書を作成するのは難しい場面が多い。 40

また、TMIやJIPAの反応が示すように、指針・ひな形の機械的適用には副作用がある。対価の切り分けは透明性を高める半面、AI活用などで工数が減った業務では、むしろ「工賃だけ」を基準に値下げ圧力が強まるリスクもある。共同研究契約の不実施補償条項についても、大学・研究機関のような不実施主体では交渉が複雑化するとの懸念が匿名意見として出されている。 41

さらに、優越的地位の濫用は依然として個別事案判断であり、優越性の有無、正当理由の有無、通常価格との差、協議の実質、相手方の受入れ余地など、立証論点が多い。したがって、実務では、単に条項を直すだけでなく、協議記録、メール、見積比較、背景技術リスト、データ開示範囲、稟議記録など、事実認定を支える証拠化が重要になる。 42

評価と反応

政府機関の反応は一貫して肯定的である。公取委・中小企業庁・特許庁は、知財取引の適正化とイノベーション促進を前面に出し、METIは「全業種を対象」「知的財産権等の取引全般が対象」「約70事例・約50実践例」を特徴として整理した。さらに同日、振興基準改正および取適法・フリーランス法運用基準改正案の意見募集を動かし、政府全体として「周知だけでなく制度運用に埋め込む」方向性が読み取れる。 43

業界団体では、日本知的財産協会が案への意見書を公開し、方向性には理解を示しつつ、AI利用を踏まえた秘密情報取扱いの充実、「正当な理由」の具体例明確化、著作者人格権の具体例追加、共同研究成果帰属の総

合判断、無償実施権の見直し、ひな形の柔軟修正前提の明確化という六点を提起した。これは、理念には賛成だが、運用と文言の詰めにも慎重さを求める典型例である。 ⁴⁴

法律実務家の公開反応としては、TMI総合法律事務所の松山智恵弁護士・岡本敬史弁護士による解説が代表的である。同解説は、全業種・ノウハウ・データへの拡張と、ベストプラクティス型GLから独禁法上の「指針」へ再整理された意義を高く評価する一方、「国が示すひな形や解決策が『唯一の正解』として誤解され、硬直的に運用されることへの危惧」を明示し、私的自治と個別協議に基づく柔軟運用を求めている。 ⁴⁵

学术界・研究機関系の反応は、公開資料上、匿名化されたものが多い。公取委の意見概要では、提出者が「団体」とのみ表示された意見として、大学や研究機関等の不実施主体との共同研究で、不実施補償条項が交渉を複雑化させる可能性がある、特許庁のOIモデル契約書との整合性にも配慮すべきだ、という指摘が記録されている。ただし、公開版では氏名・所属は未指定である。 ⁴⁶

メディア報道はおおむね好意的・問題提起型で、主要な見出しは「不当な知財吸い上げ防止」「中小企業の競争力強化」「著作権の無償譲渡は独禁法違反の恐れ」といった framing を採っている。これは、制度の核心が形式論ではなく、安価・無償での知財収奪防止にあると社会に伝わっていることを示す。 ⁴⁷

SNS上では、公式アカウントと実務家アカウントの双方が反応している。公取委公式アカウントは6月24日の事務総長会見テーマとして知財取引指針を掲げ、経済産業省公式アカウントも同日付で指針と契約書ひな形の公表を告知した。実務家側では、岡田直己弁護士、奥田真史氏、弁理士・知財実務家アカウント等が、条文やひな形公表の点を紹介・共有している。スクリーンショット相当の参照リンクとしては、これらのX投稿ページが代表例となる。 ⁴⁸

反応を整理すると、次のようになる。 ⁴⁹

区分	立場	主な内容	肯定/ 懸念	発言者・所属・掲載日	参照 リンク
政府	実施 主体	全業種対象、ノウハウ・データも対象、約70事例・約50実践例、相談窓口も提示	肯定	公取委・中小企業庁・特許庁、METI、2026-06-24	⁵⁰
政府	実施 主体	同日、振興基準改正と運用基準改正案意見募集を開始	肯定・ 実装重視	中小企業庁、公取委、2026-06-24	⁵¹
業界団体	知財 実務 団体	AI秘密情報、正当理由、人格権、共同研究帰属、無償実施権、ひな形柔軟性を指摘	条件付き肯定	一般社団法人日本知的財産協会、2026-04-30	⁴⁴
法律実務家	弁護士	予見可能性向上を評価。他方、ひな形の「唯一の正解」化を警戒	肯定＋ 慎重	松山智恵・岡本敬史、TMI総合法律事務所、2026-05-15	⁴⁵

区分	立場	主な内容	肯定/ 懸念	発言者・所属・掲載日	参照 リンク
学術・ 研究機 関係	匿名 意見	不実施補償条項は大 学・研究機関との共同 研究で交渉複雑化のお それ	懸念	発言者・所属未指定、意見概要掲 載、2026-06-24公表	46
メディ ア	報道	不当な知財吸い上げ防 止、中小の競争力強 化、著作権無償譲渡の 危険を強調	おおむ ね肯定	神戸新聞 2026-06-24、毎日新聞 2026-06-24、日本経済新聞見出し 参照 2026-06-24	52
SNS	公 式・ 実務 家	公表告知、会見告知、 条文共有、実務上の注 意喚起	おおむ ね肯定	@jftc、@meti_NIPPON、岡田直 己弁護士、奥田真史氏ほか、 2026-06-24	48

比較・推奨対応・参考資料

比較の前提として、海外に日本の本指針と完全に同型の制度は少ない。今回の日本の指針は、「知財・ノウ
ハウ・データ取引における優越的地位濫用」を全業種横断で整理した点に特徴がある。他方、海外では、
EU・英国では主としてサプライチェーン上の不公正取引慣行規制、米国では主として知財ライセンスに対す
る独占禁止法分析が中心であり、守備範囲は重なる部分もあれば、明確に異なる部分もある。 53

制度・文書	主目的	対象	中心論点	日本の令和8年指針との 関係
令和8年知財取引 指針	知財取引適正 化とイノベー ション促進	全業種、知的財 産権・ノウハ ウ・データ	吸い上げ、 NDA、対価、共 同研究、リスク 転嫁	基準文書そのもの 54
中小企業庁 知的 財産取引ガイドラ イン	問題事例防止 と共存共栄	主として中小企 業取引、製造・ 委託場面中心	秘密情報、試 作、共同開発、 無償譲渡等	今回指針の前史。内容は 重なるが、今回の方が全 業種・独禁法中心で広い 55
2007年JFTC 知的 財産利用指針	技術利用制限 行為に対する 独禁法適用	技術の利用・ラ イセンス	排他条件、拘束 条件、技術利用 制限	今回指針は利用制限では なく、取引過程での吸い 上げが中心 56
2010年JFTC 優越 的地位濫用の考え 方	優越的地位濫 用の一般解釈	広く B2B取引	不利益要請、対 価、返品等	今回指針はその知財特化 版・具体化版に近い 57
EU Directive 2019/633	食品サプライ チェーンの不 公正取引防止	農業・食品B2B	一方的変更、支 払遅延、報復等	知財特化ではないが、弱 い取引先保護という機能 は近い 58

制度・文書	主目的	対象	中心論点	日本の令和8年指針との関係
英国 GSCOP	大手小売と供給者の公正関係確保	大規模食料小売業者と直接供給者	書面契約、支払遅延、リスク移転、紛争処理	書面化・紛争処理・リスク移転抑制は類似。知財条項そのものは中心でない 59
米国 DOJ/FTC IP Licensing Guidelines	知財ライセンスに関する独禁法分析	特許・著作権・営業秘密・ノウハウのライセンス	市場支配、競争制限、技術移転	日本指針のような優越的地位による吸い上げ抑制ではなく、競争制限分析が主軸 60

実務対応として、中小企業側は、契約レビューを「ひな形があるか否か」ではなく、「背景知財・成果知財・データ・対価・紛争責任の五点が見えるか」で評価すべきである。とくに、背景知財の棚卸し、開示レベルの三層整理、NDAの双務性、工賃と知財対価の峻別、無償譲渡・無償ライセンス条項の警戒、第三者紛争責任の限定、書面での協議記録保存は、最低限の対応になる。 61

以下は、中小企業向けの実務チェックリストである。本文とひな形を踏まえた、交渉前から紛争時までの最低限の確認項目に絞った。 28

項目	確認内容	できていない場合の当面对応
契約前の棚卸し	背景知財、秘密情報、データを三層で整理できているか	社内リスト化し、開示禁止情報を明示
NDA	NDAがあるか、双務型か、目的外使用禁止と残存条項があるか	片務型なら修正提案。少なくとも目的・期間・第三者開示を再交渉
開示範囲	工場見学、監査、PoC、AI学習・解析への利用範囲が明確か	開示対象・方法・取得ログ・持出禁止を明文化
背景知財	既存技術・既存データが成果物に混入する前提を整理したか	別紙で背景知財一覧を付す
成果帰属	成果の帰属が譲渡かライセンスか、独占か非独占か明確か	「成果一切帰属」条項を分解し、利用範囲ごとに交渉
対価	工賃と知財対価が区別されているか、支払方法が明確か	一括・ランニング・マイルストーン等の代替案を提示
無償条項	無償譲渡、無償ライセンス、無償PoC、無償試作が入っていないか	具体的対価か再協議条項を要求
紛争責任	非侵害保証・補償責任が全面的に押し付けられていないか	原因帰属、地域範囲、上限額、協力義務へ分解
記録化	見積、メール、協議メモ、修正履歴を保存しているか	即時にフォルダ統合し、契約案件ごとに証拠保存
相談先	社内では対応困難な場合の外部窓口を把握しているか	公取委、取引かけこみ寺、INPIT、よろず支援拠点等へ相談

参考資料については、一次資料を最優先に、次に制度実装資料、次に業界・実務家の解説を参照するのが適切である。以下は優先度順の実務参考リストである。 62

優先度	資料	用途	参照
最優先	公取委報道発表・指針本文PDF	正本確認、公表経緯、正式文言	63
最優先	契約書ひな形PDF	条項例・コメント・オプション確認	64
最優先	意見概要・考え方PDF	修正経緯、肯定・懸念の把握	9
高	METIプレスリリース	実務ポイントの全体像	10
高	振興基準改正資料	政策実装の確認	65
高	公取委の運用基準改正案意見募集	取適法・フリーランス法への波及確認	66
中	中小企業庁 知的財産取引ガイドライン	前史・比較・補足	55
中	JFTC 2007年知的財産利用指針、2010年優越的地位濫用の考え方	既存法理との接続確認	67
中	JIPA意見書	業界実務側の論点把握	44
中	TMI総合法律事務所解説	実務上の利点と副作用の把握	45
補足	EU UTP指令、英国GSCOP、米国IP Licensing Guidelines	海外比較の視野補完	68

総括すると、今回の令和8年指針は、知財・ノウハウ・データ取引を「知財部門だけの話」から「独禁法・取引適正化・契約管理の横断課題」へ押し上げた点で画期的である。ひな形の価値は、空欄を埋めて終わることではなく、背景知財、成果帰属、対価、利用範囲、紛争責任を交渉の俎上に載せるところにある。中小企業にとっては防御と交渉の基盤、優越的地位を有し得る事業者にとっては慣行の再点検の基準として、今後の影響はかなり大きい。 69

1 4 6 11 36 62 63 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki.html

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki.html

2 7 12 13 14 15 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 34 37 38 40 42 61 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chizaitorihiki.pdf>

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chizaitorihiki.pdf>

3 8 16 17 18 29 30 31 32 33 64 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki3.pdf

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki3.pdf

5 41 45 <https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2026/18349.html>

<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2026/18349.html>

9 46 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki4.pdf

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki4.pdf

35 51 65 <https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260624001/20260624001.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260624001/20260624001.html>

47 <https://mainichi.jp/articles/20260624/k00/00m/020/259000c>
<https://mainichi.jp/articles/20260624/k00/00m/020/259000c>

⁵² <https://www.kobe-np.co.jp/news/zenkoku/compact/202606/0020513606.shtml>
<https://www.kobe-np.co.jp/news/zenkoku/compact/202606/0020513606.shtml>

56 67 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

58 68 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/633/oj>
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/633/oj>

⁶⁰ <https://www.justice.gov/atr/guidelines-and-policy-statements-0/2017-update-antitrust-guidelines-licensing-intellectual-property>
<https://www.justice.gov/atr/guidelines-and-policy-statements-0/2017-update-antitrust-guidelines-licensing-intellectual-property>

14